

**労働施策の総合的な推進並びに労働者の
雇用の安定及び職業生活の充実等に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案
要綱**

厚生労働省発職 0326 第 1 号

平成 31 年 3 月 26 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 事業主は、外国人雇用状況届出において、特定技能の在留資格をもって在留する外国人については、特定産業分野を届け出なければならないこととすること。

第二 その他所要の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めること。

第三 この省令は、平成三十一年四月一日から施行することとする。